

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（公衆衛生上の措置の基準）</p> <p>第3条 法第50条第2項の条例で定める<u>営業者（法第50条第3項の営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者が実施することが望ましい衛生的措置は、規則で定める。</u></p>	<p>（公衆衛生上の措置の基準）</p> <p>第3条 法第50条第2項の条例で定める措置の基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者（法第50条第3項の営業者をいう。以下同じ。）が実施することが望ましい衛生的措置は、規則で定める。</u></p>
<p>（営業施設の基準）</p> <p>第4条 法第51条の条例で定める<u>公衆衛生の見地から必要な施設の基準は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（営業施設の基準）</p> <p>第4条 法第51条の条例で定める施設の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p>
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 食品取扱施設における衛生管理</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）食品等の取扱い</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 食品間の相互汚染を防止するため、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）略</p> <p>（イ）製造、加工又は調理を行う場所へは、<u>作業員以外の者の立入りによる食品、原材料、添加物、器具、容器包装、法第62条第1項に規定するおもちゃ及び食品、原材料又は飲食器の洗浄の用に供する洗浄剤（以</u></p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 食品取扱施設における衛生管理</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）食品等の取扱い</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 食品間の相互汚染を防止するため、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）略</p> <p>（イ）製造、加工又は調理を行う場所へは、<u>作業員以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合を除き、作業員以外の者が立ち入らないようにすること。</u></p>

下「食品等」という。)の汚染のおそれがない場合を除き、作業員以外の者が立ち入らないようにすること。

(ウ)～(オ) 略

オ 略

(6) 略

(7) 食品衛生責任者の設置

食品取扱施設又はその取り扱う食品等の種類に係る部門ごとに、食品等を取り扱う者(以下「食品取扱者」という。)及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を置くこと。ただし、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除く。

(8) 不良な食品等の回収及び廃棄

ア 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときは、当該食品等の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

イ アの措置により回収した食品等は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 略

(10) 健康被害情報の報告

製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害(医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。)に関する情報について、知事へ速やかに報告すること。

(11) 情報の提供

ア 食品衛生上不良な食品等の製造又は販売があった場合であって、当該食品等の回収その他の必要な措置を行うときは、消費者への注意喚起のため、当該食品等の回収等に関する情報を公表すること。

イ 消費者に対し、販売食品等(法第3条第1項の販売食品等をいう。)についての安全性に関する情報提供を行うこと。

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 知事から食品取扱者に検便を受けさせるべき旨の指示があったときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。

(2) 食品取扱者が規則で定める症状を呈してい

(ウ)～(オ) 略

オ 略

(6) 略

(7) 食品衛生責任者の設置

営業者(法第48条の規定により同条第1項の食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。)は、食品取扱施設又はその部門ごとに、食品を取り扱う者(以下「食品取扱者」という。)及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を置くこと。

(8) 不良な食品の回収及び廃棄

ア 営業者は、食品衛生上不良な食品の製造又は販売があった場合は、当該食品の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

イ アの措置により回収された食品は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 略

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 営業者は、知事から、食品取扱者に検便を受けるべき旨の指示があったときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。

(2) 食品取扱者が規則で定める症状を呈してい

る場合には、その旨を営業者又は食品衛生管理者若しくは食品衛生責任者に報告させ、これらの者が必要な指示をすること。

(3) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(4) 食品取扱者に衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用させ、作業場内では専用の履物を用いさせること。

(5) 食品取扱者に、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせること。

る場合には、当該食品取扱者は、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告し、これらの者から必要な指示を受けること。

(3) 営業者は、食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(4) 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いること。

(5) 食品取扱者は、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び別表第1の改正規定（別表の細目を加える改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。